

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説明) 地方税法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 26 年 12 月国立市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 4 項中「、第 5 条の 4 第 6 項」を削り、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に、「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表備考第 4 項中「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 3 項」に改める改正規定は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。